

更新履歴：令和2年9月2日更新

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	対象事業所	医療みなしの事業所も対象となるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合には、介護事業所としての申請が可能となります。なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いは禁止されています。
2	対象事業所	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがあるが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよいか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
3	対象事業所	訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し経費について申請が可能です。
4	対象事業所	かかり増し経費補助の支援対象サービスについて、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）は、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
5	対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、通所型B及び一般介護予防事業を住民組織に委託し実施しているが、対象となるか。	対象外となります。
6	対象事業所	みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的にまったく介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となるのか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
7	対象事業所	いつまでに開設した事業所が支援の対象となるか。	令和2年度に開設された新規事業所も補助対象となります。
8	対象事業所	「事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者」とあるが、現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出もない施設、についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象としてよいか。	届出が出されている有料老人ホームが対象となります。
9	対象事業所	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象としてよいか。	お見込みのとおりです。
10	対象事業所	サービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないか。	有料老人ホームに該当しないサ高住も対象となります。
11	対象事業所	「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」は、慰労金の対象となるが、慰労金以外の事業（かかり増し経費補助、在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということによいか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
12	対象事業所	地域包括支援センターは対象となるか。対象となる場合、別添の単価表に項目がないが、どのように申請するのか。	実施要綱別添単価表の※の、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする」という部分で適用いたします。

項番	分類	質問内容	回答
13	対象事業所	市町村が事業者の場合も対象か。	公立、民間は問いません。
14	併設施設	短期入所生活介護・短期入所療養介護事業所に関して、併設型の場合は、併設施設・短期施設それぞれで交付を受けることができるのか。	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとします。 ①本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ②短期入所（空床利用型）→前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価を用いることとします。
15	対象期間	対象期間はいつからいつまでか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに事業を完了し、指定期限までに実績報告書を提出できるものが対象になります。
16	対象期間	申請が可能なのは既に購入した備品のみか。今後購入予定のものも含めて申請できるのか。	4月1日以降に購入（発注）するものが対象となり、今後購入予定のものも申請内容に含めていただいて差し支えありません。 ただし、令和3年3月31日までに事業を完了し、指定期限までに実績報告書を提出できるものが対象になります。
17	対象期間	4月1日以降に購入したもののみが対象となるのか。3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となるのか。	4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。
18	対象期間	4月1日以降にかかり増しが発生したとは、「発注」、「納品」、「支払い」のいずれの時期と解釈すべきか。	4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。
19	対象期間	リース費用のリース期限は最大令和3年3月末となるのか。	お見込みのとおりです。
20	対象経費	かかり増し経費について、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのか。	新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。
21	対象経費	「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるか。	根拠資料については、実績報告への添付は求めませんが、今後、県が現地で関係書類を確認することがありますので、各事業所等においては、必ず整理して、適切に保管してください。
22	対象経費	平時でも使用する、衛生用品、タブレット、車等の購入に要する費用や、消毒費用・清掃費用等については、感染症対策のための平時以上のかかり増し経費かどうかを、何をもちって判断するのか。	感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
23	対象経費	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してよいか。	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」は感染症対策を徹底するためのかかり増し経費として、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
24	対象経費	対象経費例として記載されている「タブレット等のICT機器の購入費又はリース費用」とあるが、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められるか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
25	対象経費	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入について、空気清浄機も対象に含まれるか。また清浄方法に指定はあるか。	空気清浄機や体温測定器等も対象となります。空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
26	対象経費	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となるか。	新型コロナウイルスへの効果が認められる商品は対象として差し支えありません。
27	対象経費	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、室内を換気して3密を防ぐための、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となるか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。

項番	分類	質問内容	回答
28	対象経費	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、「増員」とはいつと比較しての増員か。追加的人件費とは当該職員の基本給、手当、ボーナス、社会保険料等、全ての人件費が対象か。	4月1日以降、例えば、新型コロナウイルスへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。
29	対象経費	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、増員される職種は特に限定されていないのか。	職種に限定はありません。
30	対象経費	感染防止のための増員のために発生した紹介手数料は対象となるか。	対象となります。
31	対象経費	「面会室の改修」について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となる「多床室の個室化」以外の壁工事等も、本事業の対象となるか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
32	対象経費	「多機能型簡易居室の整備」について ①事務所等のリースに限られるのか。プレハブ等の工事整備等も対象となるのか。 ②その場合、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）の経費も補助対象となるか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。
33	対象経費	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となるか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となるか。 ③プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外か。	①、②ともに対象となります。 ③は対象外です。
34	対象経費	「自動車（自転車）の購入又はリース費用」について、原動機付き自転車は対象となるか。	対象として差し支えありません。
35	対象経費	自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となるか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのか。	リース契約については、令和2年度末の分までが対象となります。
36	対象経費	新規利用希望者等のPCR検査費用は対象となるか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。
37	対象経費	新型コロナウイルス感染症発生に伴い職員が不足し、他法人・団体等から応援職員の協力をもらう場合、当該応援職員の旅費や宿泊費、衛生用品等の必要経費（県から実施団体等に対し委託費として支出）も対象となるか。	対象となりませんが、実際に施設等に応援する者の旅費等については、サービス継続支援事業（連携支援事業）での申請をご検討ください。 http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1048&topid=28 また、「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」で、応援職員を派遣した際にかかる応援職員の旅費、宿泊費、及び新たに加入した損害保険料（人件費は対象外）などの必要経費について、派遣元施設が請求することができます。 http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp
38	対象経費	新型コロナウイルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は対象となるか。	対象となりますが、当該費用についてはサービス継続支援事業の優先的な活用をご検討ください。
39	対象経費	要請を受けての休業又は自主休業期間中に発生（支出）した費用は対象とならないのか。	4月1日以降の費用であれば対象となりますが、当該費用についてはサービス継続支援事業の優先的な活用をご検討ください。

項番	分類	質問内容	回答
40	対象経費	「情報共有のための通信運搬費」は、具体的にどのような経費を想定しているのか。	一般的に新型コロナウイルス感染症が発生した場合においては、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し経費も読めるように例示しています。
41	対象経費	現在建設中（今年度完成予定）のサービス付き高齢者向け住宅に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となるか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
42	対象経費	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ない。感染拡大防止のため、新しく自動車を購入したいが対象となるか。また、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、その経費はかかり増しとして扱ってよいか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。
43	対象経費	介護老人福祉施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっている。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となるか。また、併せて転落防止器具の購入も対象となるか。	対象として差し支えありません。
44	対象経費	特養等入所施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがある。退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、新型コロナウイルスによる入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用（減収相当額）は対象となるか。	本事業予算においては、感染症防止にかかるかかり増し経費を助成するものであるため、ご要望の費用を対象とすることはできません。
45	対象経費	「サービス継続支援事業」では、危険手当的な手当も対象とされたが、本事業においては対象外という考えでよいか。	新型コロナウイルス感染症に対応したことに対する危険手当としての、職員の（割増）賃金、手当は、本事業では対象外となります。なお、コロナへの対応の作業工数が増えたために生じる時間外手当は本事業の対象となります。
46	対象経費	新規開設事業所において、事業開始が10月1日の場合、9月中に購入したマスクや車も、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となるか。	新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。
47	対象経費	新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期が重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象としてよいか。	対象として差し支えありません。
48	他関連補助事業との関連	「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」と「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の違いは何か。	在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響による休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」に加えて「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」を設定しています。
49	他関連補助事業との関連	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業との併給が可能か。介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業においては、「（割増）賃金・手当」が支援対象経費として認められていたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において支援対象経費に示されていないため併給（すみ分け）が可能か。	サービス継続支援事業と本事業の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルスの感染者が発生した施設等を対象としています。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。ご指摘のとおり、職員の（割増）賃金、手当は、本事業では対象外となります。

項番	分類	質問内容	回答
50	他関連補助事業との関連	①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」及び②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で重複する物品等を購入することも可能なのか。例えば、訪問看護事業所がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入した場合、 ①の助成で518千円（支給上限） ②の助成で200千円（支給上限） の計718千円の助成を受けることができる、という解釈でよいか。	①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」は感染症対策を徹底するためのかかり増し経費として、②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで左記のとおり助成を行うことが可能です。
51	他関連補助事業との関連	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能か。 例) 通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入する。	在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業の対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。
52	他関連補助事業との関連	「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」で補助金を申請した事業所についても、当該緊急包括支援補助金を申請することが可能か。 ⇒例として、通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を緊急事態宣言中の5月に1,429,000円で購入し、実際にサービスを提供した場合、サービス継続支援事業分の「サービス継続支援事業」で基準額満額の537,000円の申請を行い、本事業分の当該緊急包括支援補助金で基準額満額の892,000円を申請することによって、最終的に車購入金額1,429,000円を全額、サービス継続支援事業と本事業の補助金で賄うことも可能か。	サービス継続支援事業と本事業の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルスの感染者が発生した施設等を対象としています。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。 左記の事例も対象として差し支えありません。
53	他関連補助事業との関連	「介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」とのことだが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることはできないという理解でよいか。 (例) 他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることが可能か。	原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできませんが、新型コロナウイルス感染症への対応として同目的を達成するために措置されているサービス継続支援事業予算及び本事業予算を一括して申請する場合には対象として差し支えない取扱としています。
54	基準単価	空床利用の短期入所療養介護について、前年度の平均利用者数は、小数点以下切り上げでよいか。(4.35名の場合は5名。)	お見込みのとおりです。
55	基準単価	特養100床、ショート10床、デイ（通常規模）が併設されている施設の上限額は、以下のとおりでよいか。 (38,000円×100床) + (44,000円×10床) + 892,000円 =5,132,000円	お見込みのとおりです。
56	基準単価	併設している施設について、どちらでも使用する物品の経費を申請する場合、それぞれの事業所の基準単価内で按分して申請してよいか。	お見込みのとおりです。
57	申請手続き	上限額未分で申請したが、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできるのか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。